

## むつ市議会第221回定例会会議録 第5号

議事日程 第5号

平成26年9月11日（木曜日）午前10時開議

### ◎諸般の報告

#### 【議案質疑、委員会付託、一部採決】

- 第1 議案第38号 むつ市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例
- 第2 議案第39号 むつ市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例
- 第3 議案第40号 むつ市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例
- 第4 議案第41号 むつ市観光交流センター条例
- 第5 議案第42号 むつ市教育委員会の委員に任命する者につき同意を求めることについて
- 第6 議案第43号 人権擁護委員の候補者に推薦する者につき意見を求めることについて
- 第7 議案第44号 人権擁護委員の候補者に推薦する者につき意見を求めることについて
- 第8 議案第45号 平成26年度むつ市一般会計補正予算
- 第9 議案第46号 平成26年度むつ市介護保険特別会計補正予算
- 第10 議案第47号 平成25年度むつ市一般会計歳入歳出決算
- 第11 議案第48号 平成25年度むつ市国民健康保険特別会計歳入歳出決算
- 第12 議案第49号 平成25年度むつ市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算
- 第13 議案第50号 平成25年度むつ市下水道事業特別会計歳入歳出決算
- 第14 議案第51号 平成25年度むつ市公共用地取得事業特別会計歳入歳出決算
- 第15 議案第52号 平成25年度むつ市介護保険特別会計歳入歳出決算
- 第16 議案第53号 平成25年度むつ市魚市場事業特別会計歳入歳出決算
- 第17 議案第54号 平成25年度むつ市水道事業会計利益剰余金の処分について
- 第18 議案第55号 平成25年度むつ市水道事業会計決算
- 第19 議案第56号 財産の取得について  
(機器の老朽化及び情報セキュリティの確保のため、小学校教育用コンピュータ及び周辺機器を更新するもの)
- 第20 議案第57号 財産の取得について  
(小学校教育用コンピュータ及び周辺機器の更新に伴い、小学校教育用コンピュータソフトウェアを更新するためのもの)

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員（22人）

2番	横 垣 成 年	3番	工 藤 孝 夫
4番	佐々木 肇	5番	川 下 八 十 美
8番	佐 賀 英 生	9番	東 健 而
10番	石 田 勝 弘	11番	富 岡 幸 夫
12番	斉 藤 孝 昭	13番	濱 田 栄 子
14番	浅 利 竹 二 郎	15番	中 村 正 志
16番	半 田 義 秋	18番	大 瀧 次 男
19番	富 岡 修	20番	佐々木 隆 徳
21番	上 路 徳 昭	22番	鎌 田 ち よ 子
23番	菊 池 光 弘	24番	岡 崎 健 吾
25番	白 井 二 郎	26番	山 本 留 義

欠席議員（3人）

6番	目 時 睦 男	7番	村 川 壽 司
17番	村 中 徹 也		

説明のため出席した者

市 長	宮 下 宗 一 郎	副 市 長	新 谷 加 水
教 育 長	遠 島 進	公 営 企 業 者 管 理 者	新 遠 藤 雪 夫
代 表 員	阿 部 昇	総 務 政 策 長	伊 藤 道 郎
監 査 委 員	石 野 了	民 生 部 長	松 尾 秀 一
財 務 部 長		保 健 福 祉 長	花 山 俊 春
民 生 部 事 務 課 長	猪 口 和 則	建 設 部 長	鏡 谷 晃
民 理 保 福 理 社 部 事 務 課 長	浜 田 一 之 之	川 内 庁 舎 長	松 本 大 志
経 済 部 長	酒 井 嘉 政	協 野 所 長	白 尾 芳 春
下 水 道 長	畑 中 恒 治	選 挙 管 理 委 員 局 長	館 健 二
大 畑 庁 舎 長			
会 管 総 政 理 出 納 室 長	鹿 内 徹		



## ◎開議の宣告

午前10時00分 開議

○議長（山本留義） ただいまから本日の会議を開きます。

ただいまの出席議員は22人で定足数に達しております。

## ◎諸般の報告

○議長（山本留義） 本日、諸般の報告については、特に申し上げる事項はありません。

○議長（山本留義） 本日の会議は議事日程第5号により議事を進めます。

## ◎日程第1～日程第20 議案質疑、委員会付託、一部採決

◇議案第38号

○議長（山本留義） 日程第1 議案第38号 むつ市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例を議題といたします。

これより質疑に入ります。質疑の通告がありますので、順次発言を許可します。まず、12番齊藤孝昭議員。

○12番（齊藤孝昭） 議案第38号 むつ市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例について質疑させていただきます。これは、次の議案第39号 むつ市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例、またさらに次の議案第40号 むつ市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の3議案に関連しますので、ここで市長

のほうに総括的にお聞きしたいと思います。

これは、来年の4月から始まる予定の子ども・子育て支援新制度に移行するための施設及び事業だけにかかわる条例ですが、そもそも子ども・子育て支援新制度によりまして、むつ市の子育て支援事業がどのような方向性になっていくのか、市長はこれをどのように導いていくのか、どういふふうなお考えなのかお聞かせ願いたいと思います。

また、もう少しで幼稚園や保育所の入園募集が始まると思いますが、子育て支援の事業計画を確実に進めるための財源の裏づけ、条例に基づく規則や制度の公表、負担と給付の関係で言えば、保育料の決定をどうするのか、条例で定めるのかということではありますが、国によれば基準になる公定価格の決定が平成26年度に、もう終了に迫ってから決まるというふうにお聞きしています。今後ですけれども、予算編成や保護者への周知、事業者との調整などやらなければならないことがたくさんあると思いますが、市民サービスという観点から、この子ども・子育て支援制度の方向性を一日でも早く決定して公表に至るべきと思いますが、市長の所見をお伺いしたいと思います。

○議長（山本留義） 市長。

○市長（宮下宗一郎） お答えいたします。

お尋ねの1点目、むつ市の子育て支援事業をどのような方向性に導こうと考えているのかについてお答えいたします。当市では、これまで国の子育て支援制度を踏まえ、保育園の施設整備のみならず、乳児家庭全戸訪問事業、地域子育て支援拠点事業、ファミリーサポートセンター事業、病後児保育事業、放課後児童健全育成事業、乳幼児等医療費給付制度等を実施し、むつ市を担う子供たちが健やかに育つ環境づくりに努めてまいりました。

今年度は、子育て世代の強い要望を踏まえ、旧

東庁舎を雨の日でも雪の日でも伸び伸びと遊べる場所としてキッズパークを整備する予定としておりまして、今後も実際に子育てをしている方々のご意見をしっかりと受けとめ、当市の子育て支援に力を注いでいきたい、このように考えております。

また、来年度から導入されます子ども・子育て支援新制度の趣旨を踏まえ、当市において子供を産み育てるうえで何か欠けている部分や足りない部分はないのかという視点から子ども・子育て会議を開催し、子育て中の母親の皆様や子育てに関係する団体、機関のご意見を伺いながら、今後の当市の子育て支援の指標となる子ども・子育て支援事業計画を策定することとしております。これを今後の礎としつつ、子育てに優しい環境づくりを基本にきめ細かいサービス等についてむつ市独自の取り組みをも意識しつつ、鋭意研究に努めてまいりたいと考えております。

次に、お尋ねの2点目、市民サービスという観点から支援制度の方向性を決定し、公表すべきではないかについてお答えいたします。この新制度は、消費税率の引き上げによる財源をもって、幼児教育、保育、子育て支援制度の質、量の充実を図るものであります。現在保育料の負担額の水準は国において示されておりますが、最終的にはこの予算編成を経て決定されることとなります。

このほか制度設計については、国においてもまだ議論されており、各自治体においても慎重に進めている現状でありますので、今後も国の動向を注視し、来年度の幼稚園や保育所の申し込みに支障を来さないよう、保護者の皆様へは速やかに広報等により周知してまいりたいと考えております。

○議長（山本留義） これでは齊藤孝昭議員の質疑を終わります。

次に、13番濱田栄子議員。

○13番（濱田栄子） 齊藤議員の質疑で大体の方向

性はお聞きいたしました。

今この同じく議案第38号ですけれども、特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業とありますので、特定教育・保育施設におきましては、例えば幼稚園、それから保育所、認定保育園等を想定しておりますが、この特定地域型保育事業というのはどのような形になるのか、現在この事業者はあるのかお知らせください。

そして、今保育料に対しまして、これから国の動向を見るということでしたが、一度新聞報道にありましたのは、5歳児の保育料を無償化するというのも一度報道されております。このことは、進んでいるような状況であるのか、わかっておりましたらお知らせください。

そして、この事業を策定することによって、ほとんどが保育園、幼稚園、来年度より私立の経営になるわけですけれども、この条例のチェック機能というのはどのようにしていくのかお知らせください。

○議長（山本留義） 保健福祉部長。

○保健福祉部長（花山俊春） お尋ねの1点目、特定地域型保育事業についてであります。特定地域型保育事業とは、これまで認可外とされていた保育形態で、来年度から新たに市が認可していくこととなる4つの保育事業のことを言います。

この新たな4つの保育事業の概要を申し上げますと、まず定員5名以内で保育者の居宅などにおいて3歳未満の幼児を保育する家庭的保育事業、また6名から19名までの定員で小規模な保育施設で3歳未満の幼児を保育する小規模保育事業、そして子供の居宅に赴いて3歳未満の幼児を保育する居宅訪問型保育事業、また事業所の中に保育室を整備し、従業員の子供に限らず地域の子供も保育する事業所内保育事業、この4つでございます。これらの事業は、これまで認可外とされてきた事業でありますので、当市において実施している事

業所はございませんし、今のところ来年度から実施しようとする事業所からの問い合わせもない状況でございます。

次に、お尋ねの2点目、5歳児の幼児教育、保育料の無料化についてであります。新聞報道によりますと、去る7月23日、幼児教育の無償化に関する関係閣僚及び与党事務者会議の中で5歳児の保育料を段階的に無償化する方針が打ち出され、その中では新たに年収360万円未満の家庭の5歳児を無償化の対象とする案が示されましたが、財源確保のめどが立っておらず、来年度予算の概算要求では制度の創設だけを求めることとしているようでございまして、5歳児を無償化することはまだ国の決定事項ではございません。

お尋ねの3点目は、この条例による運営に関して、どこがチェックしていくのかということで承りました。この条例の趣旨は、認可されていくこういうふうな認定こども園、保育所、それから幼稚園などの施設型保育、それから今申し上げました地域型保育、その部分について給付費を支給していくことになるわけですが、その給付費を確認するための基準を定めた条例でございまして。その確認については、市が行っていくこととなりますので、それに基づいてきちんと運営がなされているかというふうなチェックに関しても市が行うということになります。

以上でございます。

○議長（山本留義） 13番。

○13番（濱田栄子） ありがとうございます。新たに今まで認可がおりなかった保育園が小規模でもできるということで、利用者さんがこれから出るかもしれませんので、ただし他県ではありましたが、居宅の保育ですか、そういう事件も起きたことがありますので、十分注意しながら運営していただきたいなと思います。この件はこれで終わります。

○議長（山本留義） これで濱田栄子議員の質疑を終わります。

次に、2番横垣成年議員。

○2番（横垣成年） まず1点目ですが、ちょっと言葉の意味をお聞きしたいと思います。さきの質疑で特定地域型保育事業というのは意味がわかりましたので、今回この「特定」という言葉を特に使っているのです。まずお聞きしたいのが、特定教育・保育施設、これについてもどういうものなのかということをお聞きしたいと思います。わざわざ「特定」というのをまたつけたというのはどういう意味があるのかということもあわせてお聞きしたいなど。そして、むつ市内の対象施設事業というのは、これに基づいてはどういうところになるのかということです。

そして、2点目ですが、今の現行と何か変わる場所はあるのか、ここもやっぱり一番聞きたいということです。新聞とかの報道では、幼保連携を進めるものだとか、認定こども園への移行を進めるものだとか、いろいろ報道されているが、なかなかよくわからないので、そのところをお願いします。そういう意味では、保育所という形のものなくなるのか、そのところも含めて。そして、保育料は今までと変わるのか変わらないのか。食事の提供は、いわゆる今は各保育所で提供という形になっているけれども、それなんかは変更があるのかどうか。あと保育士基準、これも変わるのかどうか、面積基準も変わるのかどうか、こころも含めてちょっと教えていただければと思います。

以上です。

○議長（山本留義） 保健福祉部長。

○保健福祉部長（花山俊春） お尋ねの1点目、特定教育・保育施設、それから特定地域型保育事業、それについてでございますけれども、まず「特定」という言葉を除いた教育・保育施設というの

は、先ほどご説明申し上げましたように、幼稚園、保育所及び認定こども園のことを言い、頭に「特定」をつけるのは、この条例による運営基準を満たし、市が給付費を支給する対象であることを確認した施設のことを「特定」という言葉をつけてあらわしております。したがって、特定地域型保育事業というのは、先ほど4つ申し上げましたけれども、家庭的保育事業、小規模保育事業、居宅訪問型保育事業及び事業所内保育事業を指すわけでございますけれども、そのうち給付費の支給対象として市が確認した事業ということになります。

現在むつ市内で対象となる教育・保育施設は、幼稚園が6施設、認定こども園が2施設、認可保育所が15施設ございます。また、地域型保育事業については、来年度から新たに認可、運営する事業でありますので、現在はございません。

次に、お尋ねの2点目、現行と何か変わるところがあるのかということでございますけれども、県に提出された意向調査によりますと、来年度幼稚園6施設のうち認定こども園への移行を希望しているのは1施設、保育所15施設のうち認定こども園への移行を希望しているのは2施設となっておりますので、保育所はなくなりません。また、保育士の配置基準や施設の面積基準等についてはこれまでと変わりなく、児童福祉法等に定められた認可基準のままとなっておりますが、保育料については、保育所の保育料はこれまでと同じく所得に応じたものでありますけれども、幼稚園は各施設で決められていた保育料が保育所型の保育料、すなわち保護者の所得に応じた額に変わることとなっております。

以上でございます。

○議長（山本留義） 2番。

○2番（横垣成年） ということだと、結局市のほうで支給を認定した施設が「特定」というのを

頭につけて、そういう施設と認めるということですが、もし例えば事業をやっているとしても認定をされないというふうな場合もあるのかなというふうにも考えるのですが、もしそうなった場合はどういふふうになるのかというのを、そこら辺をお聞きしたいなというふうに思います。

それと、保育料のことを最後のほうにおっしゃったのですが、この制度が導入されると、窓口が今までは市のほうであったのが、結局施設と保護者の契約に変わるとかという話もあるのですが、そこのところもちょっとご確認させていただきたいと思います。

以上です。よろしく申し上げます。

○議長（山本留義） 保健福祉部長。

○保健福祉部長（花山俊春） 再質疑の1点目でございます。認可については、これまでどおり施設型保育に関しては県が認可していくことになりすし、新たに創設されます地域型保育に関しては市が認可していくことになります。それで、それぞれ基準が設けられておりまして、運営の部分の基準も設けられております。

認可された施設においては、その運営に応じて給付費をこちらのほうから支給することになるわけですが、本条例で定めているのは、そのまさに支給できる施設として確認していくための基準でございますので、市が確認した段階で当初の認可基準を下回るような基準で運営されているとか、またはこの条例に定める基準以外のことをやられているとか、そういうふうな場合は理論的には給付費を支給されないという場合が出てくる可能性はございますけれども、その部分については、常時こちらのほうからの指導もしつつ、運営を見守っていくということになりますので、そういうことのないように努めていきたいとこちらのほうとしては考えております。

それから、保育料のことですけれども、施設型

保育の保護者負担というのは、幼稚園を含めまして、保育料として国が統一した基準内で市が定めるものとなります。保育料は、民間保育所については市が徴収することになりますが、ほかの認定こども園、幼稚園及び地域型保育を利用する場合は、それぞれの施設とか事業所のほうへ納めることとなりますので、ご理解賜りたいと存じます。

○議長（山本留義） 2番。

○2番（横垣成年） ということになりますと、わざわざこの「特定」というのをつけているのですが、いわゆる特定でない非特定教育施設とかというのはまず現実にはあり得ないというふうを考えていいかということです。結局いわゆる市のほうの認可、県のほうの認可を受けなくても、例えば自腹を切っても事業をやる気になれば俺はやりたいと、そこまでもして事業をやりたいという事業主が出てくれば、そういう事業はそのまま運営可能なかどうかというのも、ちょっと最後お聞きしたいなというふうに思います。

それとあと保育料の件であります。最初聞いたのが、結局今までとちょっと変わったところも、再度その部分でお聞きしたいのですけれども、今までは市のほうが窓口で、市が統一の保育料の基準をつくって全部徴収していたというところが、この制度に移行することによって市が窓口でない部分も出てくるというふうな理解でいいかどうかということです。ということで、結局今までは大体市は絶大な信用がありますから、市が窓口であるということで保護者の方はかなり安心していろんな相談とか判断をしますので、結局市が窓口でない事業者との契約ということが、もう保護者自身で判断しなければいけないという場面が出てくると、情報が結局不足するということになると、かなり保護者の方が判断するのが難しい状況が出てくるのかなというふうに思うのです。もしそういう変化があるのであれば、

そここのところ、きっちり市のほうでケアするというか、そういう情報提供するようなところがきちんとなされるのかどうかというのも最後お聞きしたいと思います。お願いします。

○議長（山本留義） 保健福祉部長。

○保健福祉部長（花山俊春） 非特定保育施設というふうなことがなされるかというふうなお話でございます。これまでも認可外保育所とか認可外の幼稚園というのは存在いたしましたし、今後もこの制度ができた後においても、利用者からの費用徴収において、それで賄っていくということで、給付費を支給されない立場でも自分たちで経営していきたいという、いわゆる認可外の部分というのは残るものと考えております。

それから、保育料についてでございますけれども、先ほど申し上げた内容を突き詰めますと、市が全て幼稚園も含めて保育料は決定していくということになることはなるのですけれども、利用者側からすると、今までと支払う先というのは変わりが無いということでございます。というのは、保育所に関して申し上げますと、民間の保育所の部分も今まで市が徴収していたわけでございますし、公立の保育所に関しては事業者が市であるために市のほうで徴収していたと。その部分は変わるものではございません。

また、認定こども園、それから幼稚園に関して今まで施設側に保護者の皆さんは支払いをしていただけてございますので、そういう手続上の面では変わることはございません。ただ、今後この保育料に関しては、保健福祉部内で幼稚園事務もあわせてやっていくこととなりますので、情報の提供という面に関しては一元化して、こちらのほうが窓口になって保護者のほうに提供していけるものと考えておりますので、よろしく願いいたします。

○議長（山本留義） これで横垣成年議員の質疑を

終わります。

以上で通告による質疑を終わります。

ほかに質疑ありませんか。3番工藤孝夫議員。

○3番（工藤孝夫） 1点だけお聞きいたします。

この新制度のもとで非常に多様な保育事業が今後展開されていくということになるわけですが、この基準を設定するに当たって、ニーズ調査というようなのはやられたのでしょうか、あるいはまたやらなくてもよいものなのでしょうか。この点お聞きいたします。

○議長（山本留義） 保健福祉部長。

○保健福祉部長（花山俊春） 本条例において運営基準というのを定めてございますけれども、その基準の設定に当たっては、これまで認定こども園、幼稚園、保育所においては国のほうから示されていた基準がございました。それと変わることなく運営が可能であるという考えのもと、この条例上の基準は、それらの国の基準というものをもとにして定めております。したがって、この条例を定める段階でニーズ調査をしたのかということについては、答えはそうではないということになるのですが、実際の幼稚園、保育所等の需要、それからこれから新しく認可していく対象となります地域型保育事業、そういうところに関して需要がどの程度あるのか、それでむつ市ではどういうところを充足、拡充していかなければならないのかと、そういうところを計画としてまとめることになっておりますので、そういう意味で子ども・子育て会議を開く前に事前に小学校3年生未満の子供たちを持つ親御さんたちに対してニーズ調査を実施しております。それに基づいて、その統計的な集計データに基づいて今後の計画というのがつくられていくということになりますので、最終的にはその部分も反映されていくというふうなこちらでは考えております。

○議長（山本留義） 3番。

○3番（工藤孝夫） 今後需要調査をしていくということになるということですが、ということは、保育士の有資格者の数もそれに応じて違っていきのだからということになりますけれども、その理解でよろしいでしょうか。

○議長（山本留義） 保健福祉部長。

○保健福祉部長（花山俊春） 保育士のことについてのお尋ねでございます。今現在も保育所を運営していくうえで、臨時的な方も含めて保育士の拡充ということがなかなか難しい状況でございます。新制度においても認定こども園、幼稚園、保育所においてはそれぞれ正規な資格を持った方々を職員として任用しなければならないことになっておりますけれども、地域型保育事業の場面においては家庭的保育とか、または居宅訪問型保育とか、小規模保育の面で家庭的保育者ということで、保育士または保育士と同等以上の知識、経験を有する者の中で市が行う研修を受けた者もその補助員的なものとして雇用ができることになっておりますので、そういう面での拡充を図りながら、こちらとしては運営していきたいと考えているところでございます。

○議長（山本留義） これで工藤孝夫議員の質疑を終わります。

ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（山本留義） 質疑なしと認めます。

以上で議案第38号の質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第38号は、お手元に配布しております議案付託表のとおり、民生福祉常任委員会に付託いたします。

#### ◇議案第39号

○議長（山本留義） 次は、日程第2 議案第39号 むつ市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例を議題といたします。

これより質疑に入ります。質疑の通告がありますので発言を許可します。2番横垣成年議員。

○2番（横垣成年） まず、この家庭的保育事業等というのは何かということです。そして、むつ市内の対象事業はあるのか。そして、先ほどの議案の特定教育・保育施設、特定地域型保育事業とは何か関連があるのか。そして、3歳未満の乳幼児を対象とした事業なのかどうか。

そして次に、この第3条によると、「家庭的保育事業等を利用している乳児又は幼児が、この条例に定める基準は、明るくて、衛生的な環境において、素養があり、かつ、適切な訓練を受けた職員」というふうな表現になっているのですが、ということは特に資格は必要はないということなのかどうかです。そして、同条第2項、「市は、最低基準を常に向上させるよう努めるものとする」というふうに書いてありますが、この最低基準というのはどういうものなのかということをお聞きしたいと思います。

○議長（山本留義） 保健福祉部長。

○保健福祉部長（花山俊春） お答えいたします。

お尋ねの1点目、家庭的保育事業等についてでございますが、この家庭的保育事業等とは、児童福祉法で規定する用語でありまして、子ども・子育て支援法で定義する地域型保育事業と同義であります。したがって、具体的には家庭的保育事業、小規模保育事業、居宅訪問型保育事業及び事業所内保育事業のことを指すものであります。この4事業とも満3歳未満の児童を対象としており、今のところ当市において実施しようとしている事業所はございません。

次に、お尋ねの2点目でございます。第3条による資格及び同条第2項の最低基準という言葉についてお答えいたします。この事業を実施するための保育者の資格要件というのは、各事業の種類において保育士または都道府県やその他の機関で

行う研修を修了したものとなっております。具体的には、その内容は規則で定める予定としております。

また、同条第2項の最低基準とは、第1項で定義されておりますように、この条例で定める全ての基準のことを指してありまして、事業者は常にこの最低基準以上に運営を向上させるよう努めることとされております。

以上でございます。

○議長（山本留義） 2番。

○2番（横垣成年） いろいろ新聞の報道によりますと、一番事故が多いのが2歳未満を扱っている事業所だとかというのがよく新聞で報道されるのでありますが、そういう大変事故の多い部分の事業をるところにおいて、資格が特に必要ないと、ただ研修を受けた者でいいというふうなところが、それで大丈夫なのかどうかということなんです。そこにおいて私は、むつ市独自のものをここでしっかりと設けるべきではないかなというふうに思うのですが、ただ研修といっても、最初の研修受けて、1回だけの研修でいいのだというふうなものもありますし、それこそきめ細やかに半年に1回とか、きちんと後で報告書だとか、そういうのもきちんと点検するだとか、そういう独自のものが必要ではないかなというふうに思うのですが、その考え方をお聞きしたいなというふうに思います。

○議長（山本留義） 保健福祉部長。

○保健福祉部長（花山俊春） 議員お話しのとおり、2歳未満の方々を扱う部分としては、きちんと資格を持っている方が望ましいことであるわけですが、この新たに設置されます家庭的保育事業等においては、その名のとおり家庭的保育ができるような体制を整えて待機児童数を減らしていくというふうな主たる目的があるわけでございます。その研修の内容というものについても、い

まだ厚生労働省のほうから詳しくは示されておりませんが、座学の研修プラス実務研修的なものも加えて、その資質を高める形で、もちろんその方の学歴、そういうふうな形での単位を取っていらっしゃるかということも含めて、こちらのほうとしてはそういうふうな方の人材育成ということに努めていきたいと考えております。

○議長（山本留義） これで横垣成年議員の質疑を終わります。

以上で通告による質疑を終わります。

ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（山本留義） 質疑なしと認めます。

以上で議案第39号の質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第39号は、お手元に配布しております議案付託表のとおり、民生福祉常任委員会に付託いたします。

#### ◇議案第40号

○議長（山本留義） 次は、日程第3 議案第40号 むつ市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例を議題といたします。

これより質疑に入ります。質疑の通告がありますので、順次発言を許可します。まず、13番濱田栄子議員。

○13番（濱田栄子） 議案第40号に質疑いたします。

現在放課後児童の現状、学童保育と通称言っているわけですが、全小学校の学童保育の現状をお知らせください。

それから、今回の第5条に「社会性及び創造性の向上」と明記されておりますけれども、例えばむつ市独自の、この学童保育を使った子供たちに何か能力をつけさせるような、英語を使って楽しく遊ぶような企画というようなことは、新たな事業は考えているのでしょうか、お知らせください。

○議長（山本留義） 保健福祉部長。

○保健福祉部長（花山俊春） お答えいたします。

お尋ねの1点目の全小学校の放課後児童の現状についてお答えいたします。現在市内には小学校が13校ございますが、放課後保育に欠ける児童が帰宅までの時間過ごす場所としてむつ地区及び川内地区の市内9校で放課後児童健全育成事業、通称なかよし会が実施されておりますし、大畑地区に関しては2つの児童館で同様の事業が実施されているところでございます。

入会児童数は、9月1日現在で、なかよし会が小学校3年生までの児童で534名、児童館が小学校6年生までの児童で74名、合計608名となっております。

次に、お尋ねの2点目のむつ市独自の英語を使って楽しく遊ぶような事業等は考えていないのかということでございますが、それについてお答えいたします。現在本市においては、平成22年度からおでかけエイミーと称し、国際交流推進員が市内の保育所や幼稚園及び小・中学校で開催されるさまざまな事業、行事に参加し、子供たちと直接触れ合うことで国際交流を図る事業を実施しておりますが、なかよし会につきましても今年度から、主として夏休み期間中ではございますが、国際交流推進員の派遣を依頼し、現在までに8校で英語や異文化と触れ合う交流が実施されておりました。児童館についても今後順次実施していく予定としております。

内容といたしましては、英語での挨拶や自己紹介のほか、夏の風物詩である風鈴づくりなど工夫されたものとなっておりますので、なかよし会及び児童館では児童の社会性及び創造性の向上に資するため、今後も継続し、内容の充実を図ってきたいと考えておりますし、ほかの事業に関してもどんどん取り入れていきたいと、そういうふうにごちらとしては考えております。

以上です。

○議長（山本留義） 13番。

○13番（濱田栄子） 現段階では、例えば週1を使うとかという形で何か一つの能力を学童保育の中でつけさせていくということはまだ考えていないということですね。例えば週1回、1日を使って、各なかよし会なり児童館なりで一つの、今英語と言いましたけれども、そういうような例えば能力を身につけさせていくような、規則的な学童保育の運営というのは考えていらっしゃるんですか。

○議長（山本留義） 保健福祉部長。

○保健福祉部長（花山俊春） 放課後児童健全育成事業、これは放課後、家に帰るまでの間、親がいないということで保育に欠ける児童たちを校舎内の1教室を使って預かると、そういうふうな事業でございまして、保育の観点からの事業というのが原則でございまして、です。何か一つ文芸的なものを身につけさせるとか、そういうふうな学業の部分でのことというのは、本来的には秀でたことはできないというふうにこちらとしては考えております。あくまでも主たる目的としては、保育に欠ける児童を預かるのだよというふうなことが主でありますので、そういうふうにご理解いただきたいと思っております。

○議長（山本留義） 13番。

○13番（濱田栄子） たしかこの条例の中に何条であったのでしょうか、今後携わる方の職員の資格のようなものがあつたような気がします。幼稚園教諭の資格とか保育士の資格というような。ですから、やっぱりその辺のところを十分活用して、今後検討していただきたいと思っておりますので。

終わります。

○議長（山本留義） これで濱田栄子議員の質疑を終わります。

次に、2番横垣成年議員。

○2番（横垣成年） さきの質疑で放課後児童健全

育成事業というのは、いわゆるなかよし会とかというところだというのはわかったのですが、今までの議案第38号、議案第39号は小学校に上がる前の児童のことの議案だと。この議案第40号は、小学校に係る部分の議案でありまして、そもそもこの議案第40号までわざわざ学童保育の部分、私はむつ市の状況を見ると特に問題はないかなとは思いますが、こういう部分でわざわざこういうふうな基準を設けるという目的が何なのかというのをちょっとお聞きしたいなというふうに思っています。どういう問題があつてこういうことになっているのかということもお聞きしたいなということです。そういう意味では、今回議案第38号、議案第39号、議案第40号とセットで提案になっているのですが、この議案第38号と議案第39号と議案第40号というのが、またどういう関係があるのかということもあわせてお聞きしたいなと。

そして、先ほどちょっと資格の話がありました。今回の議案第40号も特に資格が必要だというふうにはなっていないのです。ただ、児童福祉事業の理論及び実際について訓練を受けた者というふうな表現だけで、特に資格というのは必要ないということになっておりますが、これ実際今のなかよし会というのは資格のある方が携わっているのかどうか、そのところも含めてちょっとお聞きしたいなというふうに思っています。

以上です。よろしく申し上げます。

○議長（山本留義） 保健福祉部長。

○保健福祉部長（花山俊春） この議案第40号の条例の制定目的というのが何なのかというふうなお話が1点目かと思っております。この条例に関しては、平成27年4月から子ども・子育て支援新制度が始まるわけございまして、その機会を捉えて、今までの学童保育に関するガイドライン的なものは出されていたわけございまして、地域の事情を反映して、きちんとそれを運営基準という

もの、または設置基準というものを条例化しなければいけないというふうに国のほうで児童福祉法上定めたことによって、こちらのほうとしてもそこら辺の事情を踏まえつつ、きちんと条例化したと、そういうふうなことでございます。

議案第38号及び議案第39号との関係ということがございましたけれども、平成27年4月から新制度に移行することに伴い、それぞれの事業の運営等に関する基準を定めたものでございますので、新制度の中で展開される事業であるという点においては共通性がございますが、この条例は既に実施しているいわゆるなかよし会の運営基準を改めて条例化するものでありますので、議案第38号及び議案第39号では給付費対象となる施設型保育、地域型保育の基準を定めております、その条例とは少々性格を異にしているとも言えると思います。

また、3点目では、職員の資格のことについてのお話がありました。規則の中で厚生労働省令で定めている基準に従い、放課後児童支援員という名称なのですが、その支援員の資格要件などを具体的に定める予定であります。現在従事している職員はそのまま、ちょっと県のほうで行う研修を受けてもらうことにはなりますけれども、そのまま指導員として資格を備えて働いていただくということになると思います。

以上でございます。

○議長（山本留義） 2番。

○2番（横垣成年） これは、わざわざ育成事業という、この「事業」という言葉を使っているの、やっぱりイメージとしては、どうしても民間が行うというふうなイメージがあるのですが、そういう意味ではこういう基準を定めることによって、今までなかよし会ということで、いわゆる市のほうが直営でやっているのが民間でも可能だというふうなものにもなっていくのかどうかということ

です。そここのところもちよっと確認したいなというふうに思います。

それと、やはり資格の問題ですが、今まで特に問題なくやっけてきているので、そのまま今の方がきちんと研修を受けるなりやってもらえればいいのですが、さらにこういう基準を設けるに当たって、先ほど言ったように、もう少しきめ細やかな研修というか、そここのところも充実してもらえればなというふうに思うのですが、そここのところの考え方もちよっとお聞きしたいなというふうに思います。

○議長（山本留義） 保健福祉部長。

○保健福祉部長（花山俊春） この放課後児童健全育成事業につきましては、これまでも市だけではなく民間の事業者もできるスキームであったわけでございます。今後に関しても、民間でこの今定めるような基準を満たす形で設置して運営していただけるというところがございませうれば、こちらのほうとしてもその基準的なものを満たしているかというところを審査しながら許可していきたいと、そういうふうに考えております。

それから、資格の件のお話です。規則のほうで新たに定める資格なのですが、これは従前どおり保育士の資格を有する者または社会福祉士の資格を有する者、または学校教育法に定める幼稚園とか小学校、中学校、高等学校の教諭の資格を有する者、またはそれと同等程度の単位を履修している者、それからさらに申し上げれば、2年以上放課後児童健全育成事業に類似する事業に実際従事した者、それらの中でさらに県知事が行う研修を履修した者でなければならないというふうな規定になってございますので、それをはみ出でこちらのほうで雇用するということは今現在考えておりませうけれども、40人を単位として2人放課後児童支援員を配置しなければならないこととなっておりますけれども、その1人については補

助的な人でも構わないというふうな条項もござい  
ます。ですので、その部分の補助員に関しても、  
今国のほうでは子育て支援員なるものを考えてい  
るようでございますので、そういうところの資格  
的なところもちらのほうとしては捉えながら、  
そういうふうな子供たちの十分な保育に携われる  
ような形での整備をしていきたいと考えておりま  
す。

○議長（山本留義） これでは横垣成年議員の質疑を  
終わります。

以上で通告による質疑を終わります。

ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（山本留義） 質疑なしと認めます。

以上で議案第40号の質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第40号は、  
お手元に配布しております議案付託表のとおり、  
民生福祉常任委員会に付託いたします。

#### ◇議案第41号

○議長（山本留義） 次は、日程第4 議案第41号  
むつ市観光交流センター条例を議題といたしま  
す。

これより質疑に入ります。質疑の通告がありま  
すので、順次発言を許可します。まず、14番浅利  
竹二郎議員。

○14番（浅利竹二郎） 北の防人構想の主要施設で  
あります観光交流センター安渡館についてお尋ね  
いたします。施設そのものの内外観とも、大正、  
昭和ロマンのイメージということをつくるとい  
うようなことを伺っております。そこで、この条例  
の中に第14条から第16条まで指定管理者選定の条  
件といういろいろな条項がありますけれども、そ  
この指定管理者に大正、昭和ロマンという、そこ  
ら辺のコンセプトを維持するような条件を付して  
選定をしたかどうかという、そこら辺をお伺い

いたします。

○議長（山本留義） 経済部長。

○経済部長（浜田一之） 指定管理者制度を導入す  
る際には、そのコンセプトを維持するような条件  
を付すべきではないかについてお答えいたしま  
す。

むつ市観光交流センターの外観は、大湊に実在  
した大湊要港部庁舎をイメージしたものであり、  
内装につきましても天井や壁、床、照明など、明  
治、大正期の洋館を感じさせるものとしておりま  
す。おおむね3年間直営で管理運営し、その間の  
維持管理費及び利用状況等を踏まえたうえで指定  
管理者制度に移行したいというふうにご考えてお  
ります。その際には、例えば食堂において海軍カレ  
ーをメニューに組み入れたり、スタッフの制服に  
意匠を凝らすなど、当該センターのコンセプトに  
合った運営方法について協議いたしたいと思っ  
ておりますので、ご理解賜りたいと存じます。

○議長（山本留義） 14番。

○14番（浅利竹二郎） 第3条第1項第1号に規定  
しております「観光及び物産に関する情報の提供」  
これにつきましては、むつ市を初め、あと各種民  
間団体等でも数多くなされているわけですが、  
観光交流センターとしての独自性を発揮でき  
るかどうか、そこら辺についてお伺いいたしま  
す。

○議長（山本留義） 経済部長。

○経済部長（浜田一之） 観光交流センターにつ  
いての独自性を発揮できるかについてお答えいた  
します。

議員ご発言の観光交流センターの独自性とい  
う点につきましては、他の団体と同じようなこと  
をしては埋没してしまうという懸念と理解いた  
しますが、当該施設におきましては、旧海軍が存  
在したという歴史的事実を初めとした大湊の地域  
性を生かしたイベントあるいは海上自衛隊と連携

した取り組みのほか、冬期間の誘客に向けたイベント等も計画していくことなどにより差別化できるものと考えております。また、ムチュラングッズあるいは自衛隊グッズなどの販売により、ほかと違った部分での差別化を図りたいというふうに考えております。

○議長（山本留義） 14番。

○14番（浅利竹二郎） 安渡館に行くと、ほかにはないものがあるとかという、そういう独自性をやっぱり発揮して、せっかく立派なものを建てるということですので、成功してもらいたいと思います。

最後に、第5条の休館日というところに、大みそか、12月31日と1月1日のみという休館日をうたっているのですが、これの意図は、要するに年中無休ということにした意図はどのようところにあるのでしょうか。

○議長（山本留義） 経済部長。

○経済部長（浜田一之） 大みそか、元旦以外年中無休とした意図はということについてお答えいたします。

第5条の休館日につきましては、12月31日及び1月1日としておりますが、これは当地域を訪れる観光旅行者及び施設を利用する市民の利便性を考慮したものであります。また、同条ただし書きにありますとおり、状況に応じ、柔軟性を持った運営も考えられますので、ご理解賜りたいと存じます。

○議長（山本留義） これで浅利竹二郎議員の質疑を終わります。

次に、2番横垣成年議員。

○2番（横垣成年） この観光交流センターの年間の維持管理費はどのくらいでしょうかということ。そして、いわゆる建物を建てれば費用対効果、これはどうなのかということで、費用対効果はどのように予測しているのでしょうか。初年

度、3年後、5年後、10年後という形でお答えいただきたいと思います。

○議長（山本留義） 経済部長。

○経済部長（浜田一之） 維持管理費はどのくらいか、また初年度、3年後、5年後、10年後の費用対効果をどのように予測しているかについてでございますが、まず維持管理経費はどれくらいかについてお答えいたします。

当センターの設計者を通じて積算いたしました概算となりますが、光熱水費や清掃及び設備の保守点検にかかわる費用として年間約1,660万円を見込んでおります。ただし、食堂施設及び売店施設につきましては貸しスペースとなりますことから、この部分の光熱水費は出店者に負担していただくこととなっております。また、当センターの管理職員の人件費も維持管理費に含まれておりませんので、ご理解賜りたいと存じます。

次に、初年度、3年後、5年後、10年後の費用対効果をどのように予測しているかについてであります。経済への波及効果という部分においては、観光交流センターにおける消費だけでなく、観光客の飲食や宿泊などの消費活動等も含めた市内全体の効果を見なければならぬものであります。当センターに限定すれば、近隣施設である海上自衛隊展示資料館「北洋館」の来館者数が平成25年度において年間8,843人と伺っておりますので、その倍以上の2万人の方に足を運んでいただくことを初年度の目標としております。今後は、誘客に向けたPR活動や各種イベントを開催するほか、現在整備中のほかの施設とも一体となって地域のにぎわいの創造に取り組むことにより、交流人口も相応に増加していくものと見込んでおり、大湊地域ひいては当市の活性化につながるものと考えております。

3年後以降の中長期的な展望についてであります。当センターの運営は行く行くは指定管理者

制度へ移行する予定としており、民間経営のノウハウを生かした運営により、さらなる利用者の増加を期待するものでありますので、ご理解賜りたいと存じます。

○議長（山本留義） 2番。

○2番（横垣成年） ちょっと維持管理費のほうがしっかり示されていないかということですが、予想も含めて大体どのくらいかというのを示していただければなというふうに思うのですが、管理費は含まれていないとか、食堂とか売店は含まれていないかということですが、全ておおよそでよろしいので、そこを示していただければなというふうに思います。そうしないと、これから指定管理に移行するというのですが、そこのところの判断というのもどういう形で判断するのかがわからない。

それと、初年度は2万人を予想しているということですが、今現在光熱水費等で1,660万円出費があるわけですね。これについて、それを埋めるような形のはちょっと見えないなど。結局食堂とか売店で落としたお金はこの事業者の方に入るということですよ。そこも含めて、結局安渡館自身の収支という部分で考えると全くの赤字だということではよろしいかどうかということをお聞きしたいなというふうに思います。

○議長（山本留義） 経済部長。

○経済部長（浜田一之） 予想も含めて管理費どれくらいかということですが、設計者を通じて積算した概算の中で、一番大きい部分を占めておりますのが清掃作業にかかわる費用でございます。これが毎日の清掃ということで積算したものでございますが、あわせて交流スペースがじゅうたんの部屋となっておりますので、その部分のじゅうたんの清掃も合わせて920万円ほどを見込んでおります。この部分を清掃員を1人雇用するとか、あるいはじゅうたんの清掃を月1回にする

と、通常の場合は職員や清掃員がじゅうたんの掃除機をかけるなどの手だてをした場合、550万円ほど管理費が減ることになります。また、それとあわせて除雪の経費等もかなり見込んでおまして、そちらの部分もこの施設の清掃員の方があわせてやったら、またさらに何十万円かが縮減になるものというふうに考えております。

次に、人件費等も合わせた全体の経費となりますけれども、人件費につきましては、現状開館時間が9時から20時ということで、大変時間が長いので、1人の職員を長時間従事させるというのは無理でございますので、シフトを組んで、例えば6時間にするとか、途中2名になることもあろうかと思えますけれども、そんな形でシフトを組むとすれば3名の雇用が必要となります。その場合、大体460万円ほど費用がまた人件費分がかかります。そのほかに、この使用料の中に食堂施設、そしてもう一つ、売店施設の使用料収入がございます。そちらが食堂施設が7万800円、売店施設が3万9,200円、合わせて11万円ということですので、12カ月分で132万円になります。これらもろの経費を考え合わせますと、先ほど私が申しました大体1,660万円という部分はそんなに動かないのかなというふうに考えております。

あと、この後入館者数の見込みについて費用対効果という部分におきましては、いろいろ我々も、仮に入館者2万人の半数の方、1万人の方の消費単価を例えば1,000円と仮定いたしますと、単純計算でおよそ年間1,000万円の売り上げのほか、センターの運営に当たる雇用の創出あるいは材料費、燃料費などの消費に加えまして、市外からの観光客が増加することで、市内の宿泊施設あるいは飲食店での消費活動も生まれるものというふうに想定しております。いずれにいたしましても、数字であらわれる効果以外にも交流人口の増加とか消費の拡大によって大湊地域、ひいては本市の

活性化につながるものというふうを考えております。

以上です。

○議長（山本留義） 2番。

○2番（横垣成年） 予想どおり、このぐらいの人数が来て、それなりにお金を落としてくれればよろしいのですが、なかなか世の中不景気ですので、今はなかなか予想どおりには数字は進まないというふうな状況がありますので、全くの1,660万円、今わかっているだけで、多分これは低く見積もっているかなというふうには思うのですが、これが全く赤字として出ていくようなことがないように十分注意しながら管理運営、そういうものに努めてもらいたいと思います。

以上です。

○議長（山本留義） これで横垣成年議員の質疑を終わります。

以上で通告による質疑を終わります。

ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（山本留義） 質疑なしと認めます。

以上で議案第41号の質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第41号は、お手元に配布しております議案付託表のとおり、産業建設常任委員会に付託いたします。

#### ◇議案第42号

○議長（山本留義） 次は、日程第5 議案第42号 むつ市教育委員会の委員に任命する者につき同意を求めることについてを議題といたします。

本案は、本年11月19日をもって任期満了となるむつ市教育委員会の委員に鈴木久人氏を任命することについて議会の同意を求めるためのものです。

これより質疑に入ります。質疑の通告がありません。これで通告による質疑を終わります。

ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（山本留義） 質疑なしと認めます。

以上で議案第42号の質疑を終わります。

お諮りいたします。ただいま議題となっております議案第42号は、会議規則第38条第2項の規定により、委員会への付託を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（山本留義） ご異議なしと認めます。よって、議案第42号は委員会への付託を省略することに決定いたしました。

これより討論に入ります。討論の通告がありませんので、ただちに採決いたします。

本案は、これに同意することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（山本留義） ご異議なしと認めます。よって、議案第42号は、これに同意することに決定いたしました。

#### ◇議案第43号

○議長（山本留義） 次は、日程第6 議案第43号 人権擁護委員の候補者に推薦する者につき意見を求めることについてを議題といたします。

本案は、本年12月31日をもって任期満了となる人権擁護委員に坪二三子氏を推薦することについて、議会の意見を求めるためのものです。

これより質疑に入ります。質疑の通告がありません。これで通告による質疑を終わります。

ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（山本留義） 質疑なしと認めます。

以上で議案第43号の質疑を終わります。

お諮りいたします。ただいま議題となっております議案第43号は、会議規則第38条第2項の規定

により、委員会への付託を省略したいと思います。  
これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(山本留義) ご異議なしと認めます。よって、議案第43号は委員会への付託を省略することに決定いたしました。

これより討論に入ります。討論の通告がありませんので、ただちに採決いたします。

本案は適任と認め、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(山本留義) ご異議なしと認めます。よって、議案第43号は原案のとおり可決されました。

#### ◇議案第44号

○議長(山本留義) 次は、日程第7 議案第44号 人権擁護委員の候補者に推薦する者につき意見を求めることについてを議題といたします。

本案は、人権擁護委員定数規程第5条の規定に基づき定められた特別の定数を充足する委員として工藤太氏を推薦することについて、議会の意見を求めるためのものです。

これより質疑に入ります。質疑の通告がありません。これで通告による質疑を終わります。

ほかに質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(山本留義) 質疑なしと認めます。

以上で議案第44号の質疑を終わります。

お諮りいたします。ただいま議題となっております議案第44号は、会議規則第38条第2項の規定により、委員会への付託を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(山本留義) ご異議なしと認めます。よって、議案第44号は委員会への付託を省略することに決定いたしました。

これより討論に入ります。討論の通告がありませんので、ただちに採決いたします。

本案は適任と認め、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(山本留義) ご異議なしと認めます。よって、議案第44号は原案のとおり可決されました。

#### ◇議案第45号

○議長(山本留義) 次は、日程第8 議案第45号 平成26年度むつ市一般会計補正予算を議題といたします。

これより質疑に入ります。質疑の通告がありませんので、順次発言を許可します。まず、13番濱田栄子議員。

○13番(濱田栄子) 議案第45号 平成26年度むつ市一般会計補正予算について質疑いたします。

提案理由説明の際に、11月に大湊港へ寄港予定のクルーズ客船の船籍とトン数、乗客乗員数をお知らせください。

それから、停泊時間等は何時間で、経済効果はどれくらいあると見込んでいるのか。また、歓迎行事の予算が補正で今出ていますけれども、予算が出ていますので、大体概要が出ていますので、その行事予定がわかっていたらお知らせください。

○議長(山本留義) 経済部長。

○経済部長(浜田一之) お尋ねは3点かと思いますが、まず11月に大湊港へ寄港予定のクルーズ客船の船籍とトン数、乗客乗員数は幾らかということについてお答えいたします。

大湊港に寄港予定のクルーズ客船は、日本クルーズ客船株式会社が所有する「ぱしふいっくびいなす」でありまして、船籍は日本籍、総トン数は2万6,594トン、乗客乗員数は最大乗客数620名及び乗組員は220名で合計840名が乗船できる客船で

あります。今回は株式会社読売旅行が企画したチャータークルーズによる旅行商品であり、募集人員は400名となっております。

次に、お尋ねの2点目、停泊時間は何時間で、経済効果はあるかについてお答えいたします。大湊港には午前8時に入港し、午後4時に出港する日程でありまして、寄港時間は8時間の予定となっております。

経済効果につきましては、現在本クルーズを企画した株式会社読売旅行が恐山や薬研温泉などを訪れるオプションツアーを企画して参加者を募集していると伺っており、決まり次第観光PRや特産品等の売り込みを行う予定としておりますほか、当日市役所開放エリアで開催するむつ市地産地消運動協力店感謝祭の情報を提供し、シャトルバスを運行することにより、会場で地場産品を味わっていただいたり、お土産品を購入していただけるよう計画しております。

今回は、寄港時間が短いことから、宿泊に伴う滞在費は見込めないものの、オプションツアーに伴う飲食やお土産品等の消費のほか、タクシーの利用などが見込まれますが、現地で直接消費される経済効果のみならず、各地へ戻ってから友人、知人等へ当地での体験を伝えていただくことで間接的な観光PR効果も期待できるものと考えております。

次に、3点目の歓迎行事はどのようなことを計画しているかについてお答えいたします。歓迎行事については、本市主催による入港歓迎セレモニーを行うこととしておりますが、その内容は歓迎挨拶のほか記念品の交換を行い、本市からは乗船客に対して特産品の活ホタテを夕食の食材として提供し、むつ市産のホタテをPRすることとしております。

観光PRにつきましては、船内外で観光案内所を臨時設置するほか、埠頭での歓迎イベントとし

てホタテ貝焼きの振る舞いやお土産品販売を行うこととしております。また、クルーズ客船の入港及び出港時には郷土芸能を披露し、乗船客へのおもてなしを行い、さらに株式会社読売旅行のご協力により、市民100名をクルーズ客船の無料見学会に招待する予定であり、市広報紙で後日参加者を募集することとしております。

以上でございます。

○議長（山本留義） 13番。

○13番（濱田栄子） ありがとうございます。とてもよろしいことだと思います。ちょっとセレモニーの特産物の振る舞いの中に大畑のイカ刺しがないのがちょっと残念に思っております。生っぴもありませんけれども。

それから、これ大湊港に入港とありますけれども、岸壁の状況は、多分通称大平岸壁だと思うのですけれども、消防の観閲式の際に間伐材が大量に積み込まれていたのですけれども、その状況は大丈夫なのでしょうか。

○議長（山本留義） 経済部長。

○経済部長（浜田一之） 大湊港大平岸壁のほうに積まれております木材でございますが、大平岸壁の管理のほうは県の管理となっております。木材を置いている会社と県との間で契約がなされております。したがって、この期間木材を撤去するというのはなかなか難しい状況となっております。我々も県のほうと協議しまして、県のほうではその周りに柵を設置するなどの策を講じるといふふうに伺っておりますので、安全面では大丈夫かとは思いますが、景観といった部分では多少よくない部分もあるのかなというふうに考えております。

○議長（山本留義） 13番。

○13番（濱田栄子） その辺のところ、十分協議していただきたいと思っております。これから、今県のほうも海外からお客さんをお呼びということによって一生

懸命やっておりますので、さまざまな客船がこれから入ってくることも予想されますので、そのところをよろしくお願いいたします。

○議長（山本留義） これで濱田栄子議員の質疑を終わります。

次に、15番中村正志議員。

○15番（中村正志） 議案第45号について質疑をさせていただきます。

まず企画費です。ジオパーク構想推進事業費、これは先日の一般質問でも取り上げられておりましたが、今回のこの98万5,000円分の事業の具体的な内容というのはどういうことを行うのか、まずお聞きしたいと思います。

次に、保育所費、むつ市保育士等処遇改善臨時特例事業費補助金、これ昨年と同様の事業だと思っておりますが、そうまず捉えていいのか。もしそうだとするならば、昨年の実績報告書等が提出されていると思うのですけれども、保育士1人当たりどの程度の改善が図られたのか、またことしの計画ではどの程度になるのかというのをお聞きしたいと思います。

次に、観光費、ただいまも質疑ございましたが、クルーズ客船大湊港寄港歓迎事業費、まずこれまでのクルーズ客船の寄港の実績というのは、むつ市でどれくらいあったのかということ。事業内容、期待する経済効果につきましては、ただいまの説明で理解をいたしましたので、その点は割愛してくださってもよろしいです。

このクルーズ客船の寄港というのを結構全国各地で誘致合戦を行っているのですね。テレビとかの報道で見ますと、もう一斉にバスが港に乗りつけて、お客さんが乗り込んで、各いろんな量販店とかに連れていくみたいなことがあります。これは、地元の経済にも相当期待が持てることだと思うのですが、市としまして、今後このクルーズ客船の誘致を積極的に行っていくというふうな展望

があるのかどうかもあわせてお聞きしたいと思います。

○議長（山本留義） 総務政策部長。

○総務政策部長（伊藤道郎） お答えいたします。

初めに、ジオパーク構想推進事業の具体的内容についてでございます。下北半島ジオパーク構想の推進につきましては、下北半島ジオパーク構想推進協議会において各種事業を進めているところでございますけれども、今回の補正につきましては、全額県市町村振興協会の市町村地域振興力向上対策支援事業費助成金を財源といたしまして、ジオパークに係る講演会を開催するための経費でございます。

皆様既にご承知のとおり、残念ながら今年度は日本ジオパークネットワークへの加盟は見送られることとなりましたけれども、これから届く予定であります日本ジオパーク委員会からの正式な報告書を精査したうえで、下北半島ジオパーク推進協議会において、今後の取り組み等、その方向性を協議していくこととしております。

このようなことから、この講演会事業につきましても、どのような形で展開していくか等につきましては、協議会での方向性を踏まえて検討していくことになろうと考えておりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

○議長（山本留義） 保健福祉部長。

○保健福祉部長（花山俊春） 保育所費の保育士等処遇改善臨時特例事業費補助金についてでございますけれども、この補助金は議員ご認識のとおり、昨年度と同様、保育士の確保及び辞職防止のために実施するものであります。

昨年度の実績についてでございますが、各施設により金額はちょっと異なる部分があるのですけれども、処遇改善を行った10施設の平均では、常勤の保育士は1人当たり年間で約8万8,000円、非常勤職員は約19万3,000円、調理員、用務員は約

7万8,000円の増額改善がなされております。今年度は、12施設からの申請があり、昨年度と同様の算出方法により算出した結果、1,800万5,000円の補正額となったものでありまして、昨年度に比べ申請施設が2施設ふえたこともあり、183万6,000円の増となっております。

なお、職種別の具体的な改善額につきましては、年度末の実績報告があつてから確定することとなりますので、現時点ではお示しすることができませんが、昨年度実績と同程度の改善になるものと推測しております。

○議長（山本留義） 市長。

○市長（宮下宗一郎） 観光費のクルーズ客船大湊港歓迎事業費についてのお尋ねについてお答えいたします。

今後のクルーズ客船誘致の展望についてですが、今回のクルーズ客船の寄港は株式会社読売旅行がクルーズ客船「ばしふいっくびいなす」をチャーターし、旅行商品として企画したものでありますことから、現地で利用する貸し切りバスなどの調達やオプションツアーなどの企画は旅行会社が主体となっております。

今後は、このチャータークルーズの受け入れ、もちろん受け入れていきたいと思っておりますが、当市が参画できるレギュラークルーズについても積極的に受け入れを考えていきたいと考えております。

具体的には、私が来月上旬上京する際に運行会社の幹部に直接面会し、トップセールスをしてまいりたいと思っております。近い将来にこれが実を結ぶようしっかり対応してまいりたい、そのように考えております。

今後は、クルーズ客船の受け入れをふやし、物産販売や観光する際の貸し切りバスの利用などを通じて地域経済の活性化につなげてまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（山本留義） 経済部長。

○経済部長（浜田一之） これまでのクルーズ客船の寄港実績についてお答えいたします。

これまでの実績に関しましては、平成13年9月に「ふじ丸」が、平成14年10月に今回と同じ「ばしふいっくびいなす」が大湊港に寄港しております。

以上でございます。

○議長（山本留義） 15番。

○15番（中村正志） まず、ジオパークのほうですけども、内容はわかりました。講演会を開くということであります。事業の内容を見たら、その大部分が旅費だったので、ちょっと講演会というのはわかりませんでしたけれども、今回講演会ということで理解をいたしました。

次、保育所費のほうであります。今ご説明あったとおり、それぞれの職においてそれぞれのきちんと効果があったということは大変いいことだなというふうに思います。これ去年、ことしというふうが続いていますけれども、見通しとして来年度以降はどうなのでしょう。もしわかりましたらお答えを願いたいと思います。

次のクルーズ客船のほうであります。今市長がお話しされたとおり、ぜひその方向でやっていただきたいというふうに思います。ただ、その点で考えますと、果たして今の大湊港がクルーズ客船が寄港するのに適しているのかというふうなことも考えますが、大湊港自体が県の管轄ということで、市だけではすぐには解決できないと思っております。その辺も含めて今後県とのやりとりの中での大湊港のあり方というふうなことについて、何か考えがありましたらお願いしたいと思います。

○議長（山本留義） 保健福祉部長。

○保健福祉部長（花山俊春） 保育士等処遇改善臨

時特例事業費補助金の部分についてでございますけれども、来年度からどうなる予測なのかということでございます。来年度からは、民間保育所運営費の中の処遇改善等加算、これは今まで10%相当だったのですけれども、予定としては国のほうではさらに3%上乘せし、13%相当を見たいということでございますけれども、そういう点で補っていかれるものと考えておりますので、今年度限りの措置になるものと考えられますが、この財源も消費税の引き上げに伴う部分でありますので、その動向によっては臨時的な措置がまたとられる可能性もあるので、今のところは来年度どうなるのかということについては、詳しくは申し上げられる状況にはございません。

○議長（山本留義） 経済部長。

○経済部長（浜田一之） 大平岸壁の今後の利用の方向でございますけれども、先ほども申し上げましたとおり、県の施設でございますので、なかなか我々としても自分たちの好きなように使うというわけにはいかないわけでございます。今置いております木材に関しましても、来年度また県と木材を置いている会社のほうで契約すれば、またそこに木材が置かれるということになります。

クルーズ客船の誘致に関しましては、現在日本にクルーズ客船が3隻存在しております。「飛鳥Ⅱ」というのが郵船クルーズ、これが総トン数5万142トン、全長が241メートル、喫水のほうが7.8メートルというふうになっておりますので、この船に関しましては大平岸壁に着岸するのは難しいということで伺っております。しかし、「ばしふいっくびいなす」、そしてもう一そう、商船三井のほうの「にっぽん丸」につきましては、総トン数でいきますと、「にっぽん丸」は2万1,903トンということで、「ばしふいっくびいなす」より5,000トンほどトン数が少ないので、喫水につきましても6.5メートル程度でございますので、こ

の船についても寄港が可能かと思えます。

以前の実績でお答えいたしました「ふじ丸」につきましては、現在廃船となったということでございますので、現在ではこの「飛鳥Ⅱ」、そして「ばしふいっくびいなす」、「にっぽん丸」の3隻が可能ですが、「飛鳥Ⅱ」については沖合停泊で、そこから別の船で運ぶというふうな形になろうかと思えます。

いずれにいたしましても、我々も大平岸壁の有効利用という部分については、県とも十分協議しながら有効活用を図ってまいりたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（山本留義） これで中村正志議員の質疑を終わります。

以上で通告による質疑を終わります。

ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（山本留義） 質疑なしと認めます。

以上で議案第45号の質疑を終わります。

お諮りいたします。ただいま議題となっております議案第45号は、会議規則第38条第2項の規定により、委員会への付託を省略したいと思えます。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（山本留義） ご異議なしと認めます。よって、議案第45号は委員会への付託を省略することに決定いたしました。

これより討論に入ります。討論の通告がありませんので、ただちに採決いたします。

本案は原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（山本留義） ご異議なしと認めます。よって、議案第45号は原案のとおり可決されました。ここで午前11時40分まで暫時休憩いたします。

午前 1 1 時 3 1 分 休憩

午後 1 1 時 4 0 分 再開

○議長（山本留義） 休憩前に引き続き会議を開きます。

◇議案第 4 6 号

○議長（山本留義） 次は、日程第 9 議案第 46 号 平成 26 年度むつ市介護保険特別会計補正予算を議題といたします。

これより質疑に入ります。質疑の通告がありません。これで通告による質疑を終わります。

ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（山本留義） 質疑なしと認めます。

以上で議案第 46 号の質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第 46 号は、お手元に配布しております議案付託表のとおり、民生福祉常任委員会に付託いたします。

◇議案第 4 7 号～議案第 5 5 号

○議長（山本留義） 次は、日程第 10 議案第 47 号 平成 25 年度むつ市一般会計歳入歳出決算から日程第 18 議案第 55 号 平成 25 年度むつ市水道事業会計決算までの 9 件を一括議題といたします。

質疑に入る前に、平成 25 年度むつ市各会計決算に対する監査委員の意見を求めます。代表監査委員。

（阿部 昇代表監査委員登壇）

○代表監査委員（阿部 昇） おはようございます。それでは、平成 25 年度むつ市一般会計、特別会計歳入歳出決算について、審査の結果を報告いたします。

今回審査に付されましたむつ市一般会計、むつ市国民健康保険特別会計、むつ市後期高齢者医療特別会計、むつ市下水道事業特別会計、むつ市公

共用地取得事業特別会計、むつ市介護保険特別会計及びむつ市魚市場事業特別会計に係る歳入歳出決算書及び附属書類の計数は、いずれも関係証拠書類と符合しており、正確でありました。

また、予算の執行は法令に準拠して、適正かつ効率的に行われており、財産の管理についても適正であると認めました。

平成 25 年度のむつ市一般会計歳入歳出決算は、実質収支額で 3 億 1,859 万 4,918 円の黒字を生じた決算となっております。

事業の概況としましては、産業の振興及び雇用の確保・創出や安全で安心な生活環境の整備、住みよいまちづくり、さらには市民協働・参画の社会づくりなどへの取り組みに力が注がれており、総じて行財政運営は「持続可能な財政運営」という理念に沿って財政調整基金や減債基金への積み立てを図るなど、今後への備え、弾力性の確保に意を配りながら、既存の施策の推進と新たな施策への取り組みに積極的に努めたと言えるものであり、おおむね所期の成果を得ているものと評価するところであります。

今後の見通しにおいては、財政運営に大きな影響を及ぼしかねない要素、課題を多く抱えており、安定軌道への道のりは決して平坦ではないと思っております。

人口減少の進行、地方経済の停滞といった社会状況を背景に、今まさに国において地方創生のための施策を省庁横断的に講じようとする動きが見え始めました。このような国の施策動向をも注視し、踏まえながら、歳入の確保や経費節減を初め効率的、効果的な財政運営になお一層努め、安定した財政基盤の構築と健全な財政運営を堅持しつつ、「希望のまち・むつ市」の実現に邁進されるよう望むものであります。

特別会計については、6 特別会計のうち国民健康保険特別会計決算において、実質収支額で 7 億

6,262万2,203円の赤字を生じた決算となっております。高齢者社会への進展等を背景に厳しい財政状況が憂慮される中、平成26年1月にはむつ市国民健康保険財政健全化指針を策定し、中長期的な道筋をつけつつ、保険税の税率改定など健全化に向けた取り組みを始めております。今後においては、本指針のもと、財政健全化に向け積極的に取り組まれるよう望むものであります。

次に、平成25年度むつ市水道事業会計決算について、審査の結果を報告いたします。今回審査に付されましたむつ市水道事業会計決算報告書を初め財務諸表及びその他の附属書類は、いずれも関係する証拠書類と符合しており、正確でありました。

予算の執行は、地方公営企業法ほか関係法令に準拠して、適正かつ効率的に執行されており、また経営成績及び財政状態は適正に表示されているものと認めました。

平成25年度のむつ市水道事業会計決算は、収益的収支について見ると、3,402万9,291円の純利益を生じた決算となっております。事業の概況としましては、主に老朽化した水道施設の改良のための上水道整備事業や、西通り地区における簡易水道統合整備事業を計画的に進め、安定給水の確保に努めております。今後においても、社会経済情勢等を踏まえながら、むつ市水道ビジョンのもと、公営企業の経営の基本原則である経済性の発揮と公共の福祉の増進に努め、健全経営と安定給水が維持されるよう望むものであります。

審査の詳細については、お手元に配布の平成25年度むつ市一般会計・特別会計歳入歳出決算審査意見書、平成25年度むつ市水道事業会計決算審査意見書のとおりでありますので、ご審議の参考にしていただきたく存じます。

以上、決算審査の報告といたします。

○議長（山本留義） これで監査委員の意見を終わ

ります。

これより質疑に入りますが、先ほど一括議題といたしました9議案については、それぞれ区分して質疑を行いますので、ご了承願います。

まず、議案第47号 平成25年度むつ市一般会計歳入歳出決算について質疑に入ります。

質疑の通告がありますので、順次発言を許可します。まず、12番齊藤孝昭議員。

○12番（齊藤孝昭） 議案第47号 平成25年度むつ市一般会計歳入歳出決算について、総括質疑させていただきます。

まずは、ただいまの監査委員の報告についてありますが、報告は総体的によい評価となっております一方で、財政運営に大きな影響を及ぼす課題が多いことを指摘しながら、安定した財政運営を望むとしています。市長は、この監査委員に意見に対し、どのような所見をお持ちなのか、まずはお知らせ願いたいと思います。

2点目は、これは今年の8月のことでありましたが、長期総合計画のうち、地域の個性を生かした特色あるまちづくりに該当する76件の事業について施策評価をした結果を公表しております。

その内容については、大変厳しいものでありますが、ご紹介すると、「これまで赤字解消に力を注いできたこともあり、長期総合計画に基づく施策内容の進捗が全体的におくれている」と総合評価をしております。さらに、施策評価アドバイザーである青森中央学院大学の佐藤専任講師から、「職員の意識に問題がある。特にソフト事業については、事業の効果を最大化するために積極的にアイデアを出し、PRしていくような形で仕事をしてほしい。それには、事務事業単位でなく、施策や政策レベルの広い視点を持つことが重要で、複数部局がかかわる事業について、他の部局同士の連携がとれていないように感じた。自分の仕事だけをやっていけばよいという発想を変えていく

必要がある」というふうな厳しい指摘を受けました。

こうしたことを踏まえてですが、施策や事業評価を市長は、この結果を踏まえてですが、施策や事業の評価を今後どのように改善しようと考えているのか、市長のご所見をお伺いします。

○議長（山本留義） 市長。

○市長（宮下宗一郎） 斉藤議員のお尋ねにお答えいたします。

まず、お尋ねの1点目、監査委員の審査意見に対する所見についてであります。平成25年度一般会計決算は、実質収支で約3億1,900万円の黒字を確保することができましたが、単年度収支において約9,700万円、財政調整基金の積み立て、取り崩しを加味した実質単年度収支において約1,700万円の赤字決算となったことは、脇野沢赤坂地区不法投棄廃棄物撤去工事着手などの要因によるものとはいえ、残念な結果であったと受けとめております。

また、事業内容に関する意見においては、産業の振興及び雇用の確保・創出に力が注がれている、安全で安心な生活環境の整備と住みよいまちづくりの推進が図られている、市民協働・参画の社会づくりに着実かつ地道な歩みを続けている、行財政運営についても今後に備え、弾力性の確保に意を配りつつ、既存の施策の着実な推進と新たな施策への取り組みに積極的に努めたとの評価をいただいたことにつきましては、大変ありがたく感じているところであります。

しかしながら、下北医療センター診療所の不良債務の解消、むつ総合病院に対する債務負担行為の履行、平成27年度からの地方交付税の段階的な減少と今後の財政運営に大きな影響を及ぼす課題が多いとの指摘に対しましては、早急に対応策を講じなければならない行政課題であると認識しておりますことから、内部経費のさらなる節減に努

めるとともに、市民の皆様及び議員の皆様のご理解をいただきながら、既存の事務事業の必要性等につきましても綿密な検証を多い、少しずつでも単年度黒字を積み上げていくことを目標に、財政の健全化に向けた努力を重ねてまいり所存でありますので、ご支援、ご協力をよろしくお願い申し上げます。

次に、施策や事業評価の結果を踏まえ、今後どのように改善する考えなのかとのお尋ねであります。少し長くなりますけれども、平成25年度の施政方針で取り上げた事務事業について、全般的にお答えいたします。

なお、平成25年度の施策評価については、むつ市長期総合計画の3つの基本方針のうち、1つ目にある「地域の個性を活かした特色あるまちづくり」に係る76の事務事業について行っておりますが、これから取り上げる事務事業について施策評価がなされていないものも多くありますので、ご了承願いたいと存じます。

まず、産業の振興及び基盤の整備に係る事業であります。道の駅整備事業につきましては、建設予定場所等について、コンサルタント会社に委託し、より専門的な見地から調査検討を行い、道の駅整備基本方針として取りまとめたところです。今後は、この方針に基づき、詳細検討を加えながら、国土交通省から道の駅として認定を受けるための事前協議や整備分担について青森県と協議を進めるとともに、都市計画用途地域の変更手続等を進め、着実な進捗を図っていきたいと考えております。

「むつ市のうまいは日本一！」推進プロジェクト事業についてであります。フェア開催事業や地産地消運動推進事業に加え、県外イベントへの参加、旅行雑誌「旅の手帖」への広報記事掲載事業のほか、ムチュランファミリーによるPR活動などを実施いたしました。これらの事業により、

むつ市産品の売り上げにつながっているほか、特に亀戸事業をきっかけとして東京都江東区との交流が始まるなどの二次的な波及効果も生まれています。

今後においても、経済団体や各店舗の支援をいただきながら、1次産業の振興と地域経済の活性化につながるよう、市産品のさらなる消費拡大と販路開拓、ブランド価値の向上へつながる方策についてアイデアを出しながら、積極的に取り組んでまいります。

ちなみに、平成25年度におけるふるさと納税の寄附額は、1,008件、金額にして1,796万円余りとなっております。前年度と比較して、件数で900件余り、金額で1,500万円余りふえております。これも当該事業によるPR効果が大きな力になっているとともに、お礼としてお送りするむつ市の特産品の魅力が認められているとのあらわれであり、地域経済にも寄与することができたものと考えております。

なお、この事業については施策評価がなされており、平成26年度の方向性については改善、優先度は高いと位置づけられ、インターネットの活用や販路拡大に向けた事業展開の検討などが必要との評価でありました。

次は、安全で安心な生活環境の整備に係る事業であります。まず、脇野沢不法投棄現場廃棄物対策事業については、本定例会初日の行政報告で直近の状況をご説明しておりますが、平成25年度においてはほぼ計画どおりに事業が進捗しており、平成27年度の事業完了を目指しております。

大湊消防署庁舎建設事業については、建設予定地に係る用地測量と用地鑑定を実施し、平成30年ごろの完成を目指して事業が進められております。

次は、住みよいまちづくりの推進に係る事業であります。キッズパーク整備事業については、旧

市役所東庁舎の改修事業に着手いたしました。基本設計を策定して、平成26年度の実設計、工事、そして年度内の開業に向けた準備を整えております。

民間保育所の施設整備については、2事業者に対して補助金を交付いたしました。合計で50人分の定員の増を確保し、保育再編計画の履行をより確実なものとしたしました。

次に、北の防人大湊地区整備事業についてであります。メイン施設となる観光交流センターの建設工事、園路広場整備工事に着手し、平成27年度の事業完了を目指し、着々と整備を進めております。

民間まちづくり活動促進事業ですが、旧田名部駅前通りの再生に取り組む田名部まちなか再生協議会がまちづくり計画の素案などを作成し、現在はこの計画をもとに官と民が連携し、田名部まちなか地区の再生に向けて取り組んでいるところであります。

横迎町大平町線整備事業につきましては、名称を横迎町中央2号線整備事業として事業を進捗させております。住民説明会を行いながら進めており、平成25年度は地質調査、測量設計に着手し、早期完成に向け取り組んでまいりたいと思っております。

次は、教育・文化等の振興に係る事業であります。学校整備事業については、老朽化が著しい関根中学校の建設事業に着手いたしました。平成25年度は基本設計を行っておりますが、併設型小中一貫校とする計画となっており、関根地区における小中一貫教育の推進に寄与するものと考えております。

姉妹都市会津若松市派遣交流事業についてですが、平成25年度は小学6年生13名を会津若松市へ派遣しました。子供たちは、市長表敬や文化施設での体験学習等を通して、会津若松市とむつ市の

歴史的な関係について学ぶことができたでありましょうし、今後の両市の交流における力強い支援者になってくれるものと期待しております。

次は、市民協働・参画の社会づくりについてであります。平成25年度においては、市民協働まちづくり会議により、2カ年、17回に及ぶ会議を重ねて、市民協働指針が策定されました。今後は、第2次市民協働まちづくり会議において、実践を含めた研究、検討を行い、深化を図ることとしております。

希望のまちづくり補助金については、8団体に対し助成を行いました。活動の幅を広げている団体などもあり、成果が認められる一方で、アドバイスなど別な形で助成が必要と思われる団体も見られ、支援の仕方について今後の課題が見えてきております。

ご近所知恵だし会議は、3カ所で行い、中学生も一緒になって知恵出しをした地域もあり、自分たちの地域を自分たちでつくっていく力、いわゆる市民力を育むこともできたものと思っております。

自治基本条例の制定の要否につきましては、市市民協働まちづくり会議で検討した結果、現時点での制定は時期尚早との結論に至りましたが、協働や自治に関する意識を高める取り組みを進めることが重要で、策定は急ぐべきものではないとされております。

以上が平成25年度の主要な施策、事業の成果概要と改善点等であります。

本定例会一般質問においても答弁申し上げましたとおり、これら施策の基本路線はしっかりと継承しつつも、政策は常にその時々的情勢に応じ見直されるべきものでありますので、現状を分析し、自らの理念でよりよい方向へ向かうよう努めてまいりたいと考えておりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

○議長（山本留義） これで斉藤孝昭議員の質疑を終わります。

次に、15番中村正志議員。

○15番（中村正志） 平成25年度むつ市一般会計歳入歳出決算について、2点質疑をさせていただきたいと思いますが、1点目といたしまして、臨時財政対策債についてお聞きをしたいと思っております。

何回か取り上げてはいますが、平成25年度も約11億6,000万円ほど臨時財政対策債のほうを発行しております。年々これ残高が膨れ上がっております。平成25年度末では117億円ほどというふうになっています。これどうなのでしょう、年々ふえていくことに対して財政当局として不安はないのかどうか、お聞きしたいと思います。

あと、臨時財政対策債なのですが、本来であれば地方交付税として交付される額に対して実際交付された額の差額分を発行できるというふうなことになっているかと思うのですが、これ考え方として臨時財政対策債は、イコール地方交付税と考えていいものなのかどうか。また、この臨時財政対策債というのは国の借金なのか、それとも地方自治体の借金と考えるべきなのか、そのあたりをお聞きしたいと思います。

○議長（山本留義） 財務部長。

○財務部長（石野 了） 中村議員のお尋ねにお答えいたします。

まず、臨時財政対策債についてであります。議員ご承知のとおり、臨時財政対策債は国において地方交付税の財源が不足する場合、この不足額を国と地方で折半し、地方分については各団体で地方債を発行して財源を補填することとされた赤字地方債でございます。当市におきましては、平成25年度末の起債残高372億1,523万1,000円のうち臨時財政対策債残高は117億4,917万円で、全体の約31.6%を占めております。臨時財政対策債は、普通交付税の代替措置として位置づけられてお

り、その元利償還金の全額が翌年度以降の基準財政需要額に算入されることとなっておりますが、地方財政計画において交付税総額が増額されない場合、結果として他の費目を減額して調整される可能性も否定できないところでございます。したがって、臨時財政対策債につきましては、こうした問題点も内包されている制度と捉えることもできることから、全国市長会においては、地方交付税の原資となる国税5税の配分率を引き上げるよう国に提言しているところでございます。

また、臨時財政対策債は市債に区分されますことから、地方交付税とはみなせないものでありまして、国が元利償還金の財源を補填するといった性質上、実質公債費比率の算定からも除外されておりますけれども、あくまでも地方自治体の借金であるものというふうに認識してございます。

○議長（山本留義） 15番。

○15番（中村正志） 失礼しました。2点と言いなから、1点しか聞いていませんでした。

まず、臨時財政対策債のほうであります。今部長が答えられたとおりだと思うのです。それこそ国が今後地方交付税の基準を改定してしまえばどうなるかわからないというふうな、見通しがはっきりしないというか、不安がある借金だと思うのです。そういうことでいくと、やはりこれ発行するか発行しないかは自治体の判断によるということなので、そこら辺の考え方がやっぱりしっかりしていなくてはいけないものなのだろうなというふうに考えますが、今現在臨時財政対策債を発行するに当たって、何か統一した考え方みたいなものがあればお聞きをしたいと思います。

先ほど聞き忘れた一つなのですけれども、今回の決算の指標が何個かありますけれども、その中の一つの実質公債費比率が今回18%を下回りました。これによりまして、これまでの一般的許可団体でなくなりました。この一般的許可団体でなく

なったことは、今後の財政運営にとってどのような影響を及ぼすのかもお聞きしたいと思います。

○議長（山本留義） 財務部長。

○財務部長（石野 了） 臨時財政対策債についてでございますが、当市のように財政状況が非常に厳しい、それから財源についてもなかなか一般財源の確保は難しいという団体におきましては、本来であれば借りないにこしたことはございませんけれども、借りなければどうしても当初予算が組めない、財政上厳しいという状況もありますので、その辺のところはご理解賜りたいと存じます。

それから、2点目の実質公債費比率についてでございますけれども、この指標につきましては、平成18年4月に地方債制度が許可制度から協議制度に移行したことに伴い導入されました新しい財政指標でございます。公債費による財政負担の程度を客観的に示す指標として、一部事務組合や特別会計の公債費に係る一般会計の負担分を加えた実質的な公債費に費やした一般財源の額が標準財政規模に占める割合をあらわすものとなっております。

地方債の協議制度のもとでは、実質公債費比率が18%を下回った場合、都道府県、政令市にあっては総務大臣、市町村にあっては都道府県知事に協議すれば原則として自由に地方債を発行できることとなり、普通建設事業における自治体の自由度が増すこととなります。あわせて18%を超える団体が義務づけられております公債費負担適正化計画の策定も必要なくなるため、事務上の負担が軽減されることとなります。

しかしながら、当市におきましては、18%を下回ったとはいえ、若干の改善にとどまっておりますことから、今後におきましても市債発行の抑制やプライマリーバランスの黒字化に意を用いながら、さらなる改善に努めてまいりたいと考えておりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

○議長（山本留義） これで中村正志議員の質疑を終わります。

以上で通告による質疑を終わります。

ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（山本留義） 質疑なしと認めます。

以上で議案第47号の質疑を終わります。

ここで、昼食のため午後1時10分まで暫時休憩いたします。

午後 零時09分 休憩

午後 1時10分 再開

○議長（山本留義） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次は、議案第48号 平成25年度むつ市国民健康保険特別会計歳入歳出決算について質疑に入ります。

質疑の通告がありますので、順次発言を許可します。まず、2番横垣成年議員。

○2番（横垣成年） 何点かお願いします。

まず、今回の決算は、累積赤字が7億6,200万円余りの赤字ということになりましたので、これは予想どおりのものかどうかということをお聞きしたいと思います。平成24年度までは5億2,880万円の累積赤字で、単年度収支だと4,100万円ちょっとということでありましたが、今回単年度の収支だと2億5,000万円ぐらいの赤字ということで、かつてないほどの単年度赤字の額なわけです。だから、これについて本当に憂うべきというか、もう国保会計がやっていけないぐらい大変な単年度赤字となったわけでありまして、そのところをお聞きしたい。

この赤字、単年度に2億5,000万円ぐらいの赤字で、それこそ私は前々から大変なことになるよということを言ってあったわけですが、市のほうの努力はいかばかりだったかという、赤字縮小の

ためにどのような努力をしたのかということもお聞きしたいなというふうに思います。

それと、国保健全化指針というのを作成したのでありますが、これはそこにはいろんな対策をちりばめてありましたが、どういう状況であるかということもあわせてお聞きしたいと思います。例えばメタボ対策を進めるだとか、特定健診の無料化で検診率向上を目指すとか、あとジェネリック医薬品への切りかえを進めるとかというふうなことを対策として挙げておりましたが、そこら辺の取り組みはどのような状況になっているかということをお聞きしたいと思います。

それと、病状が大変悪化をして、そして医療費をふやしていると、総体的に医療費の増大につながっているというのがかなり問題になっております。そこで、疾病ごとの医療費の現状はどうなっているのかということをお聞きしたいなというふうに思います。あちこち私もこの医療問題についてお話を聞くと、この下北地域では40代、50代の方がいきなり死ぬと、突然死するという方があるので、結果的にはこの地域は、総合して寿命を計算すると寿命を短くしているというふうなことを言う方が多いので、この40代、50代、そういった方々をターゲットにした何か取り組みはしているかどうかということをお聞きしたいと思います。よろしくをお願いします。

○議長（山本留義） 民生部長。

○民生部長（松尾秀一） 横垣議員のお尋ねにお答えいたします。5点ほどのお尋ねだと思います。

まず1点目、7億6,200万円余の赤字は予想どおりかとお尋ねであります。財政健全化指針においては、平成25年度末の累積赤字額を約7億円と説明させていただきましたが、実績においては7億6,000万円であり、差し引き約6,000万円の違いが生じております。この原因につきましては、指針作成時の試算において、基礎数値とした10月

審査分以降の医療費が大きく変動したものであり、具体的には1カ月で500万円以上の医療費がかかった方が複数おり、中には1カ月で1,200万円を超える方もあったことが主な要因でありますので、ご理解を賜りたいと存じます。

次に、2点目、赤字縮小の努力についてのお尋ねであります。財政健全化指針に基づき、平成26年度では税率改正を行い、一般会計からも財政健全化支援金として法定外の繰り入れを行うものとしており、赤字の縮小に向けての努力についてはまだ緒についたばかりで、現段階では判断できかねますので、ご理解を賜りたいと存じます。

次に、3点目、国保健全化指針の取り組みについてのお尋ねであります。財政健全化指針においては健全化に向けた具体的な取り組みをお示しさせていただいておりますが、その中でも医療費適正化、ひいては特定健診実施率向上及びジェネリック医薬品の普及促進につきましては、最も重要な取り組みと考えているところであります。

これまでの取り組みの成果といたしましては、特定健診におきましては、昨年度に比べて8月までの申込者数では164人上回っており、ジェネリック医薬品の平成26年5月調剤分の数量シェアでは、差額通知事業実施から8.4%の伸びを示し、32.3%となっております。平成26年度におきましては、特定健診の無料化を図るとともに、ジェネリック医薬品の普及促進につきましても、9月上旬にジェネリック医薬品希望カードを被保険者全員に一斉送付する予定としており、さらなる普及促進に努めてまいりたいと考えております。

次に、4点目、医療費増大の問題についてのお尋ねであります。当市で最も件数比率の高い循環器系の疾患は受診者の約25%を占めており、脳血管疾患や心筋梗塞など重症化した疾患が多いことから、全体の医療費でも約20%を占めております。

次に、5点目、40代、50代をターゲットにした取り組みについてのお尋ねについてであります。当市での取り組みとしては、むつ市健康増進計画第2次健康むつにおいて、食生活の改善、運動の習慣化など施策の重点課題としているところでありますので、ご理解を賜りたいと存じます。

○議長（山本留義） 2番。

○2番（横垣成年） 特定健診を無料化してかなりふえている、ジェネリック医薬品の比率も大分ふえているということで、大変効果のある対策を今進めているなど。それこそ次の決算が楽しみだなというふうに思いますが、さらに取り組んでほしいと思います。

それと、私聞いた病状悪化による医療費の増大が今問題になっていて、その疾病ごとの医療費の現状ということで、ちょっとこの答弁では物足りないというふうに思います。というのは、もう少し詳しくお聞きしたいのです。

例えば尼崎市というところで資料を出しているのですが、例えば脳血管、これ1人1カ月200万円以上という方をピックアップして、このぐらい重症化すると医療費がかかっているのだというのを明らかにしているわけです。こういうのをしっかり明らかにすることによって、やっぱりこれだけ皆さんに負担をかけてしまうということの意識を市民に広めることが、別に病院にかかるなどという意味ではないのです。自分が重症化すると、こういう迷惑をかけてしまうという意識も片やしっかり持ってもらうということが大切ではないかなと思うのです。

この国保会計というのは、この地域全体で、共同でこの会計を運営すると、一人一人の被保険者の共同の負担のもとで運営していく会計ですから、一人一人がそのお金を払って、しかも一人一人がまたその会計に対してそれなりの意識を持って責任を持っていくというのが大事なので、1人

1カ月200万円以上の医療費を要した方をしっかりと私は市のほうでピックアップして明らかにしてほしいなというふうに思うのです。そここのところ、どうですか。例えば尼崎市の場合は、脳血管疾患が29人がいて、総額9,072万円かかっていると。大動脈疾患の方は27人いて1億1,015万円かかっているというのをしっかりと明らかにしているわけです。やっぱりこういうデータを示す必要があると思いますが、こういうデータがあるのであれば私はお聞きをしたいというふうに思います。

それと、また尼崎市の話をしませんが、ここでは結局その対策として、今ジェネリック医薬品とか特定健診の無料化というのを進めて大変効果があるのですが、それ以外にもやっぱり若い方というか、小・中学生の検診をやって何が問題かと。今はメタボというのかなり問題になっていますが、そここのところにターゲットを絞り込んで、そういう対策も打っている。もう小さいうちからやっぱり今の子供たちはどうしても甘いものが好きなものですから、野菜を食べないというのを、その現状を分析して、きちんと野菜をとるようにというふうな食生活の改善を進めたり、そういう取り組みもしております。そういうところも含めた対策もこれから考えているのかどうかというのもちょっとお聞きしたいなと思います。

○議長（山本留義） 今の質疑ですけれども、捉え方によっては、これはエフエムアジュール放送が入っていますので、そういう捉え方もすると思うので、質疑する方も答弁する方も、その辺を気をつけながら発言してください。

民生部長。

○民生部長（松尾秀一） お答えいたします。

横垣議員お話しの兵庫県尼崎市、その行政規模や医療インフラ、あるいはマンパワーにつきましても当市とは比較にならないほど大きくて、一方では行政面積はたしか当市の17分の1ぐらいだと

いうふうに思っております。そういう意味では、非常に比較も難しいところではありますけれども、一応市でもそれなりの分析はしておりますけれども、平成25年度の1年間で1カ月200万円以上の医療費がかかった方というのは大体90人ぐらい、その中で循環器系の病気にかかった方は約半数の47人で、その内訳としては、脳血管疾患が8人で1人平均約222万円、大動脈疾患が6人で1人平均約410万円、心臓疾患が30人で1人平均約369万円、全身血管疾患が3人で1人平均約289万円というふうな一応の分析はしております。

いずれにいたしましても、当市は平均寿命全国最下位の青森県にあってもとりわけ脳血管疾患や心筋梗塞などの重篤な状態に陥る可能性の高い循環器系疾患の割合が高く、成人病予防のための取り組みは急務だというふうに考えておりますので、今後とも食の改善あるいは運動習慣の定着のための対策強化には努めてまいりたいというふうに考えております。

それから、若い世代をターゲットにした取り組みというふうなことでございますけれども、市においては、実は特定健診自体は平成20年からいわゆる事業者に義務づけられたものとして40歳から対象となっておりますけれども、市ではそれとはまた別に、20歳から39歳を対象にしたミニ検診というものも実施しております。そういう意味では、要するに40代、50代になってからでは遅いわけですので、やはり若年層の世代から長いタームでもって、スパンでもって病気や予防に対する認識を強く持たせるという地道な取り組みも一応行っているということでございます。

以上でございます。

○議長（山本留義） 2番。

○2番（横垣成年） そうすると、20歳から39歳、あと40代以降は特定健診ということですが、私が言った小・中というところへの取り組み

はまだまだされていないという理解でよろしいのでしょうか。やはり子供のころからのメタボというか、ちょっと太りぎみという方のデータも、この地域ではかなり悪いということが事実としてありますので、やはりそのところも市としてきちんと学校と協力して、そういうデータを集めて、早目に対応するということがやっぱり将来的なこういう国保健全化というのにつながるのではないかと思います、そこの取り組み方、これからどうするかというのをちょっとお聞きしたいと思います。

○議長（山本留義） 民生部長。

○民生部長（松尾秀一） たしかそれに類似したお尋ねで、以前岡崎議員からも質問が出たことがあります。こちらである程度費用対効果といいますか、そういう試算もしたことがございます。そうすると、結構な財政負担も生じてまいりますので、その辺は教育委員会等とも協議のうえ、今後の研究課題というふうなことになるかと思えます。

以上でございます。

○議長（山本留義） これで横垣成年議員の質疑を終わります。

次に、15番中村正志議員。

○15番（中村正志） 平成25年度むつ市国民健康保険特別会計歳入歳出決算について質疑をさせていただきます。

横垣議員の質疑の中で、40代、50代の突然死でありますとか、メタボでありますとかという話を聞きまして、ちょっとどきっとしましたが、改めて健康には気をつけていきたいなというふうに思っています。

そこで、私が質疑したいのは、今回の決算で7億6,266万2,203円の赤字額が確定をいたしました。むつ市が今後行っていこうとしております法定外繰り入れの上限額はこれと同じであるというふうに考えてもよろしいのでしょうか。

○議長（山本留義） 民生部長。

○民生部長（松尾秀一） お答えいたします。

平成25年度決算における赤字額とむつ市が行う法定外繰り入れの上限額についてのお尋ねであります。昨年度策定いたしましたむつ市国民健康保険財政健全化指針におきまして、平成25年度までの累積赤字については一般会計からの法定外繰り入れで解消し、平成26年度以降については収支均衡を図るため、被保険者の皆様から応分のご負担をいただくこととしたところであります。したがって、むつ市が行う赤字解消を目的とした法定外繰り入れの上限額は、議員ご指摘のとおり、平成25年度までの累積赤字7億6,262万2,203円ということになり、これを一般会計の財政状況を勘案しながら、今後継続的に解消していくこととなりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

○議長（山本留義） 15番。

○15番（中村正志） そうしますと、7億6,000万円ということで結構な財政負担になる、ちょっと心配な部分がありますが、どうなのでしょう、これを減らせるような方策というのは何かお考えはあるのでしょうか。

○議長（山本留義） 民生部長。

○民生部長（松尾秀一） お答えいたします。

平成26年度につきましては、一般会計からのほうの財政支援金というふうなことで5,000万円を法定外繰り入れしたわけです。ということは、これは単純に毎年5,000万円ということになりますと、ほぼ12年かかるわけです、解消するということになります。したがって、その部分をやはり抑える、抑制するというふうなことでは、先ほど横垣議員のお尋ねにもお答えしたような趣旨のさまざまな対策を積極的に講じていくことと、やはりジェネリック医薬品の普及というふうな対策とかというふうなことで、さまざまな施策を展開していかなければならないものという

ふうと考えております。あとは、いろんな形で健康に取り組む部分の事業等で、やはり工夫を凝らしてまいりたいなというふうと考えております。

以上でございます。

○議長（山本留義） 15番。

○15番（中村正志） そうしますと、今おっしゃられたことのほかに、平成26年度以降で黒字が出たら回せるでありますとか、あるいは平成25年度末までのちょっとまだいただいていない保険料のほうを納付してもらおう努力をしますとかと、そういうのも含めてやっていくということによろしいですか。

○議長（山本留義） 民生部長。

○民生部長（松尾秀一） 保険料につきましては、緩和措置というふうなことで、2段階で被保険者の皆様から応分の負担をいただくという税率改正をするというふうな方向性を示しております。そしてまた、平成29年度におきまして、県への広域化移管というふうなものがどこまで進んでいるのか、この辺の部分もやっぱり見きわめたうえで、税率等の改正については慎重に対応してまいりたいというふうと考えております。

○議長（山本留義） これで中村正志議員の質疑を終わります。

以上で通告による質疑を終わります。

ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（山本留義） 質疑なしと認めます。

以上で議案第48号の質疑を終わります。

次は、議案第49号 平成25年度むつ市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算について質疑に入ります。

質疑の通告がありません。これで通告による質疑を終わります。

ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（山本留義） 質疑なしと認めます。

以上で議案第49号の質疑を終わります。

次は、議案第50号 平成25年度むつ市下水道事業特別会計歳入歳出決算について質疑に入ります。

質疑の通告がありません。これで通告による質疑を終わります。

ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（山本留義） 質疑なしと認めます。

以上で議案第50号の質疑を終わります。

次は、議案第51号 平成25年度むつ市公共用地取得事業特別会計歳入歳出決算について質疑に入ります。

質疑の通告がありますので発言を許可します。

15番中村正志議員。

○15番（中村正志） むつ市公共用地取得事業特別会計歳入歳出決算について質疑をさせていただきます。

保育所用地として先行して取得した新町の土地が監査委員の審査意見書にもあるとおり、紆余曲折を経て今現在使い道がない状況となっております。この点について、今後どのような手だてをいつまでにというふうなお考えがあるのかお聞きしたいと思います。

○議長（山本留義） 保健福祉部長。

○保健福祉部長（花山俊春） 保育所用地として先行取得した新町の土地につきましては、保育施設用地として活用することとしておりましたが、その後病後児保育やファミリーサポートセンター事業が実施され、さらに民間保育園の施設整備により、3歳未満児の受け皿の拡充が図られたこと、また今後さらなる少子化が見込まれることなどから、保育施設を建設する必要はなくなったところでもあります。このため、議員ご承知のように、昨年8月に保育再編計画の見直しを行い、この土地

の活用については保育施設にこだわらず、全庁的検討に委ねることとして政策調整会議等で検討俎上にのせたところでございますが、有効活用案が出てこない状況でございますので、今後は売却も含めた活用について検討していくこととしております。

○議長（山本留義） これで中村正志議員の質疑を終わります。

以上で通告による質疑を終わります。

ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（山本留義） 質疑なしと認めます。

以上で議案第51号の質疑を終わります。

次は、議案第52号 平成25年度むつ市介護保険特別会計歳入歳出決算について質疑に入ります。

質疑の通告がありません。これで通告による質疑を終わります。

ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（山本留義） 質疑なしと認めます。

以上で議案第52号の質疑を終わります。

次は、議案第53号 平成25年度むつ市魚市場事業特別会計歳入歳出決算について質疑に入ります。

質疑の通告がありません。これで通告による質疑を終わります。

ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（山本留義） 質疑なしと認めます。

以上で議案第53号の質疑を終わります。

次は、議案第54号 平成25年度むつ市水道事業会計利益剰余金の処分について質疑に入ります。

質疑の通告がありません。これで通告による質疑を終わります。

ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（山本留義） 質疑なしと認めます。

以上で議案第54号の質疑を終わります。

次は、議案第55号 平成25年度むつ市水道事業会計決算について質疑に入ります。

質疑の通告がありません。これで通告による質疑を終わります。

ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（山本留義） 質疑なしと認めます。

以上で議案第55号の質疑を終わります。

これで平成25年度むつ市各会計決算等に対する質疑を終わります。

お諮りいたします。ただいま議題となっております議案第47号から議案第55号までの平成25年度むつ市各会計決算等については、議長及び議会選出の監査委員を除く議員23名で構成する決算審査特別委員会を設置し、これに付託のうえ審査することにしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（山本留義） ご異議なしと認めます。よって、議案第47号から議案第55号までの平成25年度むつ市各会計決算等については、議長及び議会選出の監査委員を除く議員23名で構成する決算審査特別委員会を設置し、これに付託のうえ審査することに決定いたしました。

お諮りいたします。ただいま設置されました決算審査特別委員会委員の選任については、委員会条例第8条第1項の規定により、お手元に配布してあります決算審査特別委員会委員名簿のとおり指名したいと思っております。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（山本留義） ご異議なしと認めます。よって、お手元に配布してあります決算審査特別委員会委員名簿のとおり選任することに決定いたしま

した。

ここで決算審査特別委員会正副委員長互選のため暫時休憩いたします。

午後 1時38分 休憩

午後 1時49分 再開

○議長（山本留義） 休憩前に引き続き会議を開きます。

ただいま開かれました決算審査特別委員会において、委員長に白井二郎議員、副委員長に濱田栄子議員が選任されましたので、ご報告いたします。

◇議案第56号

○議長（山本留義） 次は、日程第19 議案第56号 財産の取得についてを議題といたします。

本案は、機器の老朽化及び情報セキュリティの確保のため、小学校教育用コンピュータ及び周辺機器を更新するものであります。

これより質疑に入ります。質疑の通告がありません。これで通告による質疑を終わります。

ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（山本留義） 質疑なしと認めます。

以上で議案第56号の質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第56号は、お手元に配布しております議案付託表のとおり、総務教育常任委員会に付託いたします。

◇議案第57号

○議長（山本留義） 次は、日程第20 議案第57号 財産の取得についてを議題といたします。

本案は、小学校教育用コンピュータ及び周辺機器の更新に伴い、小学校教育用コンピュータソフトウェアを更新するためのものであります。

これより質疑に入ります。質疑の通告がありません。これで通告による質疑を終わります。

ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（山本留義） 質疑なしと認めます。

以上で議案第57号の質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第57号は、お手元に配布しております議案付託表のとおり、総務教育常任委員会に付託いたします。

### ◎散会の宣告

○議長（山本留義） 以上で、本日の日程は全部終わりました。

お諮りいたします。明9月12日は常任委員会及び決算審査特別委員会のため、9月16日及び17日は決算審査特別委員会のため、9月18日は議事整理のため休会したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（山本留義） ご異議なしと認めます。よって、明9月12日は常任委員会及び決算審査特別委員会のため、9月16日及び17日は決算審査特別委員会のため、9月18日は議事整理のため休会することに決定いたしました。

なお、9月13日から15日までは休日のため休会とし、9月19日は付託議案審議及び議員派遣を行います。

本日はこれで散会いたします。

午後 1時52分 散会